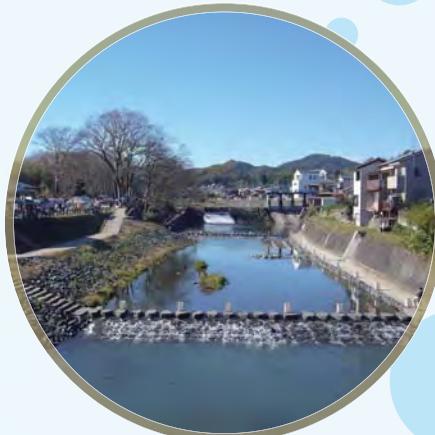
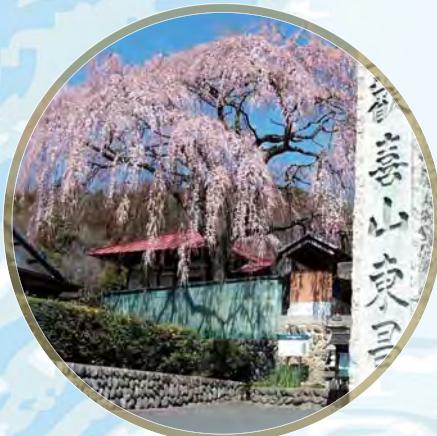


里山文化が育んできた
自然を愛する
持続可能なまち おがわ

概要版

第2次小川町環境基本計画



小川町

計画策定の趣旨

平成14年10月に策定した環境にかかる総合的な取組をまとめた「小川町環境基本計画」は、平成27年度に計画期間が終了しました。

この間、本町では平成16年12月に、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにした「小川町環境保全条例」の制定、平成26年3月に「地球と人にやさしい持続可能なまちづくり」を目指した「小川町地球温暖化対策実行計画(区域・施策編)」の策定など、環境施策を展開しました。

一方、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、世界的な環境課題が変化している中、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に端を発する福島第一原子力発電所の事故は、我が国のエネルギー利用の考え方を大きく変えました。町民アンケート調査でも多くの町民が東日本大震災後、環境への意識が変わったと答えています。

また、平成26年11月にユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙の手漉和紙技術をはじめ、さまざまな文化を育んだ小川町の豊かな自然や風土を永遠に保全する必要があります。

これらを踏まえ、平成28年度以降、更なる良好な環境の形成のため、新たな「小川町環境基本計画」を策定することとします。

小川町環境保全条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来にわたって町民が豊かな自然環境の恵沢を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を維持することができるよう推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地域の環境はもとより地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、町、町民及び事業者との協働を大切にしつつ推進されなければならない。

（環境基本計画）

第14条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

計画の期間

「小川町第5次総合振興計画」との整合を図るとともに、第3次計画策定における見直し時期を考慮し、平成28年度～平成38年度とします。また、社会状況や環境課題の変化、計画の進捗状況に応じて、概ね6年目を目処に中間見直しを行います。

平成28年度

平成33年度
(中間見直し)

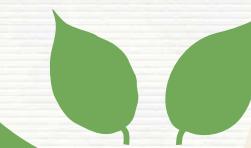
平成38年度

第2次小川町環境基本計画

対象とする環境要素

自然環境

みどりや水辺などの自然の保全や、そこに生息・生育する生きものの保全



まちづくり

景観づくりや美化、コミュニティ空間の形成など快適でうるおいのある都市の形成



生活環境

大気、水質、騒音等の日常生活や事業活動における公害等



地球環境問題

地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けた、日常生活、事業活動における身近な環境配慮や意識の醸成、地球規模の環境問題



小川町が目指す環境像

本町の自然環境は産業、伝統などの暮らしとともに育まれた里山文化の象徴です。

また、平成26年11月にユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙の手漉和紙技術は、本町の自然や風土が育んだ伝統文化で、この豊かな自然の恵みの賜物でもあります。

一方、東北地方太平洋沖地震の発生を契機としたエネルギー利用のあり方は、環境問題は“地球規模で考えて足元から行動する”という姿勢を改めて考え直すきっかけとなりました。

私たちは、将来にわたり、この豊かな自然を守り、次世代に残すため、地球環境問題も視野に入れた持続可能なまちを作っていくなければなりません。

これらのことから、本町が目指す環境像を

『里山文化が育んできた自然を愛する持続可能なまち おがわ』

とし、環境像の実現に向けた取組を行うこととします。



環境像を実現するための基本目標（4本の柱）

目指す環境像を実現するために、
基本目標（4本の柱）を設定します。

自然環境の保全に 関わる基本目標

市民の生活とともに育まれた
豊かな自然が保全されて
いるまちを目指します

生活環境の保全 に関わる基本目標

きれいな空気と水、静か
で暮らしやすい生活が送
れるまちを目指します

まちづくりに おける環境配慮に 関わる基本目標

美しく、快適で暮らし
やすい秩序あるまちを
を目指します

地球環境問題への 対策に関わる 基本目標

地球規模で考えて足元
から行動する持続可能
なまちを目指します

計画の体系

目指すべき環境像を実現し、それを実現するための基本目標に向けた取組について、以下の体系に基づいた展開を図ります。

目指す環境像

目指す環境像を実現するための基本目標

取組方針 1

取組項目

里山文化が育んできた自然を愛する持続可能なまち おがわ

自然環境の保全に関わる基本目標

市民の生活とともに育まれた豊かな自然が保全されているまちを目指します

里山文化を形成する美しいみどりと清流を守ろう

豊かなみどりの保全

清らかな水辺の保全

多様な生きものの生息・生育空間を守ろう

多様な生きものの保全

自然を大切にする意識の醸成

生活環境の保全に関わる基本目標

きれいな空気と水、静かで暮らしやすい生活が送れるまちを目指します

きれいな空気や水があるまちを確保しよう

大気環境の保全

水質環境の保全

静かで安心して暮らせるまちを確保しよう

騒音の防止

その他の公害の防止

まちづくりにおける環境配慮に 関わる基本目標

美しく、快適で暮らしやすい秩序あるまちを目指します

うるおいのあるまちなみを創出しよう

秩序ある快適なまちなみの形成

個性ある公園とみどりの創出

きれいで清潔なまちをつくろう

美しい景観の確保

ごみのない美しいまちの確保

地球環境問題への対策に関わる 基本目標

地球規模で考えて足元から行動する持続可能なまちを目指します

地球温暖化の防止に努めよう

事業活動における対策の推進

日常生活における対策の推進

移動手段における対策の推進

廃棄物対策の推進

持続可能な社会をつくるためにみんなで
行動しよう

情報提供・共有の推進

環境教育・学習の推進

あらゆる主体の環境配慮行動の促進

三者協働の取り組み

小川町の目指す環境像を実現するためには、町民・事業者・町がそれぞれの役割を認識し、日常生活や事業活動において、環境保全に向けた取組を実践することが不可欠です。以下に取組の具体的な行動を示します。※概要版では取組の一部を掲載しています。詳細については、「第2次小川町環境基本計画」第4章「三者協働の取り組み」をご覧ください。

自然環境

町

- 本町の原風景である里地里山の環境は、貴重な自然環境として積極的に保全するとともに、人と自然のふれあいの場・交流の場として活用します。
- 清流を回復するため、森林の保全、環境美化、不法投棄の防止などの総合的な取組や、公共下水道等生活排水施設の普及や利用の促進を図ります。
- 外来種に関しては、法に基づいて指導をし、小川町本来の生態系を取り戻し、維持を図ります。
- 自然環境を保全、改善するための環境美化運動の主体として、また、自然環境を維持管理していく主体として、森林ボランティアなどの環境保全ボランティア団体を育成するとともに、町民の環境保全活動を支援します。

町民の生活とともに育まれた豊かな自然が保全されているまちを目指します

まちづくり

町

- 優良な農地や水辺空間、里山などの保全に努めます。
- 公園施設の点検・維持管理の充実を進めるとともに、安心・安全な公園づくりに努めます。
- 道路や近隣に配慮し、敷地内の樹木の剪定及び害虫対策を定期的に行いましょう。
- 歴史的建造物やみどり豊かな里山などの保全に努め、風土を生かしたまちづくりを推進します。
- 都市計画マスターPLANなどに基づき、計画的な土地利用の促進に努めます。
- 町民や事業者への環境美化教育、啓発により、散乱ごみの削減を図ります。
- ごみの不法投棄や不法な埋立てが行われないよう、広報紙や立て看板などで周知徹底を図ります。また、町民との情報交換や協力体制を密にし、連携を図っていきます。



美しく、快適で暮らしやすい秩序あるまちを目指します

生活環境

町

- 町内の大気環境現況調査を実施するとともに、県が実施する大気環境の調査・監視に協力します。
- 河川環境の測定と、そのデータの公表を行います。また、町民と協力しながら、河川の水質調査イベントを実施するなど、水質保全の啓発に努めます。
- 交通騒音に関して、適宜測定を行い、基準を超える地点については、関係機関に適切な処置を講じるよう働きかけます。
- 自動車を利用するときにはアイドリングストップ等のエコドライブの実施を徹底するとともに、町民・事業者への啓発を図ります。
- 分別収集の徹底をするなどの適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる環境汚染を未然に防止するように努めます。

きれいな空気と水、静かで暮らしやすい生活が送れるまちを目指します

地球環境問題

町

- 公共施設の省エネ目標を定め、節電・節水・省エネ行動を実践します。
- 公共施設への再生可能エネルギー導入に努めます。
- 国や県が実施する再生可能エネルギーの助成などの情報を町民へ発信します。
- 廃食用油の循環利用に努めます。
- 公共交通の環境負荷の少なさについての情報発信や、利用維持・拡大に向けたPRに努めます。
- ごみの分別収集については、現行の13分別の周知・徹底を図り、分別収集にあつた収集体制の充実を図ります。
- 地球温暖化対策に関する情報提供やイベントでの普及啓発を積極的に行います。



地球規模で考えて足元から行動する持続可能なまちを目指します

町民

- 自然環境について関心を持ち、家庭や様々なコミュニティにおいて、わたしたちの暮らしと環境のかかわりについて理解を深めましょう。
- 家庭や地域の身近なところから実践できる節電・節水・省エネ行動などの環境配慮行動を実践しましょう。
- 廃食用油等、再資源化できる物の回収に取り組みましょう。
- 食べ残し等の食品ロスの削減に努めましょう。
- 町や地域における環境関連のイベント・行事への積極的な参加や協力、支援を行いましょう。
- 環境に対する高い意識や知識を持ち、自発的行動できる人材を育成しましょう。
- 事業所全体で省エネや廃棄物抑制など、環境負荷低減につながる活動の定着を図りましょう。

事業者

- 事業所の省エネ目標を定め、節電・節水・省エネ行動を実践しましょう。
- 事業所の車両の更新に当たっては、EV、PHVや低燃費のエコカーの導入を図りましょう。
- 事業系一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理に努めましょう。
- 町や地域における環境関連のイベント・行事への積極的な参加や協力、支援を行いましょう。
- 環境に対する高い意識や知識を持ち、自発的行動できる人材を育成しましょう。
- 事業所全体で省エネや廃棄物抑制など、環境負荷低減につながる活動の定着を図りましょう。

計画の推進及び進行管理

計画は、町民・事業者・町の三者が活動内容・役割を相互に理解し、綿密な連携・協働関係を構築・発展させ、具体的な取組を進めていきます。このため、連携・協働する場を三者で設けるよう努めます。

町 民

- ・個々の日常生活における環境配慮行動の実践
- ・行政区・自治会(自治組織)単位での環境配慮行動の実践、情報交換
- ・地域活動への参加
- ・各種団体及びボランティア、各種環境関連協議会等への参加や協力、連携
- ・団体や事業者、町等が行う環境イベントや学習の場への参加など

事業者

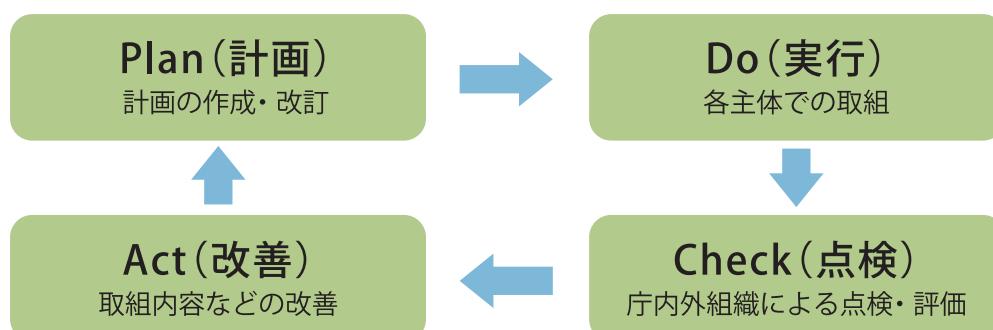
- ・個々の事業活動における環境配慮
- ・事業関係団体(例:商工会等)単位による環境配慮行動の実践、情報交換
- ・地域活動への参加
- ・各種団体及びボランティア、各種環境関連協議会等への参加や協力、連携
- ・団体や町民、町等が行う環境イベントや学習の場への参加など

連携・協働の 場づくり

町

- ・本計画の取り組み(施策)の実施
- ・町民・事業者や各種団体及びボランティア、各種環境関連協議会等の活動に対する協力や連携、支援
- ・国・埼玉県・他自治体との連携・情報交換など

計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを、Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検)→Act(改善)によるPDCAサイクルに基づき進行管理を行います。計画の点検については、取り組みの状況把握を行い、町の上位計画で位置付けられた指標等の各データを活用します。



<P>本計画を策定します。また、計画の中間年度と最終年度には、計画の見直しを行います。

<D>各主体が本計画で示した取り組みを実行します。

<C>取り組みの実施状況を総括し、結果を公表します。

<A>取り組みの進捗状況を踏まえるとともに、社会状況や環境課題の変化を考慮し、必要に応じて取り組みの調整を行います。

第2次小川町環境基本計画 概要版

発 行：平成28年9月

発 行 者：小川町

編 集：小川町 環境農林課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55

TEL: 0493-72-1221 FAX: 0493-74-2920

HP: <http://www.town.ogawa.saitama.jp/>